

FIT特例制度に関する 広域機関システム マスタ申請について (送配電買取／小売買取)

電力広域的運営推進機関

I. はじめに

- ## II. FIT特例制度全般におけるBG・発電所マスタ申請
- II-1. BGマスタ申請（特例発電BG）
 - II-2. 発電所マスタ申請（FIT認定区分）
 - II-3. 発電所マスタ申請（バイオマス混焼発電所）

- ## III. FIT特例制度①における特殊な発電所マスタ申請
- III-1. 系統コードの集約の概要
 - III-2. 系統コードの集約申請方法

IV. 参考

（資源エネルギー庁「改正FIT法による制度改正について」資料抜粋）

本資料は、FIT特例制度に関する広域機関システム マスタ申請についてご説明するものです。

- Ⅱ. FIT特例制度全般におけるBG・発電所マスタ申請
 - Ⅱ－1. BGマスタ申請（特例発電BG）
 - Ⅱ－2. 発電所マスタ申請（FIT認定区分）
 - Ⅱ－3. 発電所マスタ申請（バイオマス混焼発電所）

送配電買取および小売買取のFIT特例制度①・②を利用される小売電気事業者は、以下のBGマスタを申請してください。

送配電買取と改正FIT法以前の小売買取は、特例制度の類型が同じでも別々に発電BGを組成（BGマスタを新規申請）する必要があります。

買取義務者	回避可能費用	FITインバランス特例制度①		FITインバランス特例制度②		FITインバランス特例制度③		(参考) 特例制度非適用
		変動電源 (太陽光、風力)	非変動電源 (水力、地熱、バイオマス)	変動電源 (太陽光、風力)	非変動電源 (水力、地熱、バイオマス)	変動電源 (太陽光、風力)	非変動電源 (水力、地熱、バイオマス)	
小売	激変緩和措置	1	2	3		—		4
	市場価格	5	6	7		—		8
送配電	市場価格	9	10	11	12	13	14	15

【マスタ申請・計画提出】
小売電気事業者

【マスタ申請・計画提出】
送配電事業者

上表以上のBG細分化（例：上表「1」に対し、太陽光BG・風力BGを別々に組成）が必要なエリアもありますので、契約時に当該一般送配電事業者にご確認をお願いします。

送配電買取（特定送配電事業者含む）のFIT特例制度③については、個別にご説明しますので計画受付窓口までお問い合わせください。

送配電買取および小売電買取のFIT特例制度①・②を利用される小売電気事業者は、以下の発電所マスタを申請してください。

新規申請（発電所マスタに未登録の発電所）

発電所マスタを新規申請してください。
 （既に発電所マスタに登録済の場合、登録されている系統コードを広域機関よりご連絡します）

変更申請（発電所マスタに登録済の発電所）

認定区分が変更となる場合は、発電所マスタの「電源種別」の変更申請をしてください（※）
ただし、認定区分の変更ができない場合もありますので、あらかじめ一般送配電事業者に確認した上で、認定区分の変更申請をしてください。

【FIT特例制度の変更例】

- 特例制度①（買取主体：小売） ⇒ 特例制度①（買取主体：送配電）
- 特例制度②（買取主体：小売） ⇒ 特例制度②（買取主体：送配電）

※東京エリアの発電所については、小売買取から送配電買取のFIT特例制度①・②に変更する（買取主体を小売から送配電に変更し、再生可能エネルギー電気特定卸供給契約を申込みする）際に、新規に系統コードの取得（発電所マスタの新規申請）が必要となりますので、ご注意ください。

各認定区分に対する発電所マスタ「電源種別」設定

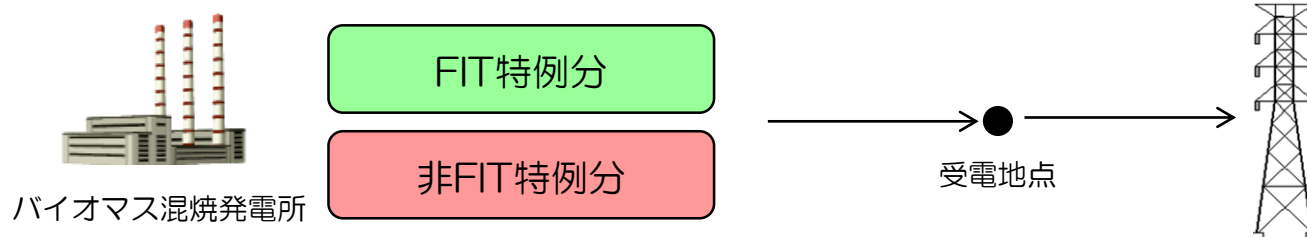
FIT特例制度 認定区分	発電所マスタ 電源種別
特例制度①（小売買取）	FIT電源1
特例制度②（小売買取）	FIT電源2
特例制度①（送配電買取）	FIT送配1
特例制度②（送配電買取）	FIT送配2

バイオマス混焼発電所は、同一発電所の場合でも、FIT分と非FIT分に分けるために、発電所マスタの登録（系統コード）が2つ必要となるエリアがあります。

エリア別の発電所マスタ申請方法

エリア	発電所マスタ登録数 (系統コード)	発電所マスタ 電源種別
北海道、東北、中部、北陸、四国、沖縄	1	非調整電源
東京、関西、中国、九州	2*	FIT電源1 / FIT電源2 / FIT送配1 / FIT送配2
		非調整電源

※発電所マスタの「発電所名」「発電所名略称」は、重複しないように設定をお願いします。



「小売全面自由化に伴う再エネ特措法施行規則等の改正に関する説明会（FAQ）」

（資源エネルギー庁、2015年11月25日）抜粋

バイオマス混焼発電所については、FIT分と非FIT分に分けて発電BGの発電計画を計上することが求められます。なお、FIT分と非FIT分のインバランス精算は月間のバイオマス発電実績比率を用いて按分することになりますので、計画時にはその比率を想定して計画を策定することになります。

Ⅲ. FIT特例制度①における特殊な発電所マスタ申請

Ⅲ-1. 系統コードの集約の概要

Ⅲ-2. 系統コードの集約申請方法

1. 系統コードの定義

本資料の説明のため、系統コードを以下の分類に定義します。

系統コードの分類	内 容
個別コード	発電所の発電地点毎に発番した系統コード
群コード※	低圧の複数の発電所の発電地点を束ねた1つの系統コード
集約コード	複数の発電所の発電地点を束ねた1つの系統コード
計画入力コード	FIT特例制度①の特例発電BG（以下「FIT特例①BG」）の太陽光・風力において、一般送配電事業者が計画値を入力するための専用の系統コード

※低圧群コードは、電源種別毎に発番が必要です。

2. FIT特例①BGの集約・計画入力コード

FIT特例①BG（太陽光、風力）

【集約コード】

複数の発電地点を束ねた1つの系統コードです。一般送配電事業者が計画値を入力するために用います。個々の発電地点の系統コード発番は不要です。

【計画入力コード】

一般送配電事業者が計画値を入力するための専用の系統コードです。個々の発電地点の系統コードも発番が必要です。

FIT特例①BG（水力・地熱・バイオマス）

【集約コード】

複数の発電地点別の系統コードを束ねた1つの系統コードです。個々の発電地点の系統コードも発番が必要です。（集約を行わず個々の発電地点の系統コードを使用することも可能です。）

※供給区域によって取扱いが異なります。供給区域毎の具体的な集約コードと計画入力コードの取扱いは、P11・14をご参照ください。

3. 系統コード集約および発電所マスタの変更申請

供給区域毎の系統コード集約および発電所マスタの変更申請は、以下の5パターンとなります。

パターン	系統コードの集約申請	発電所マスタ変更申請	供給区域
A	特高～低圧の複数の発電所をまとめた1つの系統コード（集約コード）を発番申請	—	沖縄
B	高圧・低圧の複数の発電所をまとめた1つの系統コード（集約コード）を発番申請	—	四国
C	計画入力用の系統コード（計画入力コード）を発番申請	—	北海道 北陸
D	低圧群の系統コードがある場合は申請は不要、ない場合は計画入力用の系統コード（計画入力コード）を発番申請	—	中部、関西、 中国
E	—	代表させる発電地点の系統コードの発電所マスタデータの同時最大受電電力の変更申請を希望する場合に、発電所マスタを変更申請	東北、東京、 九州

※供給区域・電源種別・電圧階級毎の申請が必要な系統コードはP14をご参照ください。

4. 発電所マスタの同時最大受電電力

集約・計画入力コードの登録、発電所マスタの変更※¹申請時における発電所マスタデータの「同時最大受電電力」は、以下に従い入力してください。

電源種別	供給区域	対象コード	同時最大受電電力欄への入力内容
太陽光・風力	北海道、中部、北陸、 関西、中国、四国、沖縄	集約コード 計画入力コード	「999,999,999」を入力してください。
	東北、東京、九州	代表させる発電地点の系統コード	代表させる発電所の同時最大受電電力の合計値を入力※ ² してください。
水力・地熱・バイオマス	沖縄	集約コード	集約する発電所の同時最大受電電力の合計値を入力してください。
	四国	集約コード	「999,999,999」を入力してください。

※¹ 計画値を配分する場合は、変更申請の必要はありません。
発電所マスタデータで管理されている同時最大受電電力を超過しないようご注意ください。

※² 代表させる系統コード以外の発電計画値をゼロとして入力する場合に、代表させる系統コードの発電所マスタデータの同時最大受電電力の変更申請を行うことが可能です（低圧群の系統コードで代表させる場合は、低圧群の系統コードの同時最大受電電力は「999,999,999」で設定されているため、発電所マスタの変更申請は不要です）。

Ⅲ. FIT特例制度①における特殊な発電所マスタ申請

Ⅲ-1. 系統コードの集約の概要

Ⅲ-2. 系統コードの集約申請方法

1. 系統コードの供給区域毎の取扱い

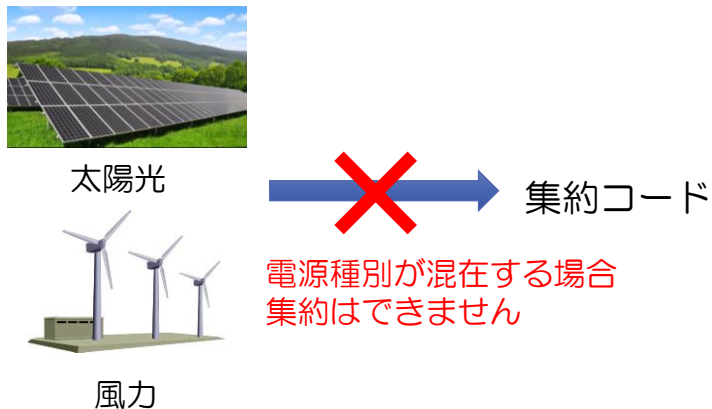
集約・計画入力コードが必要な供給区域は下表のとおりです。

() は必要な場合のみ申請

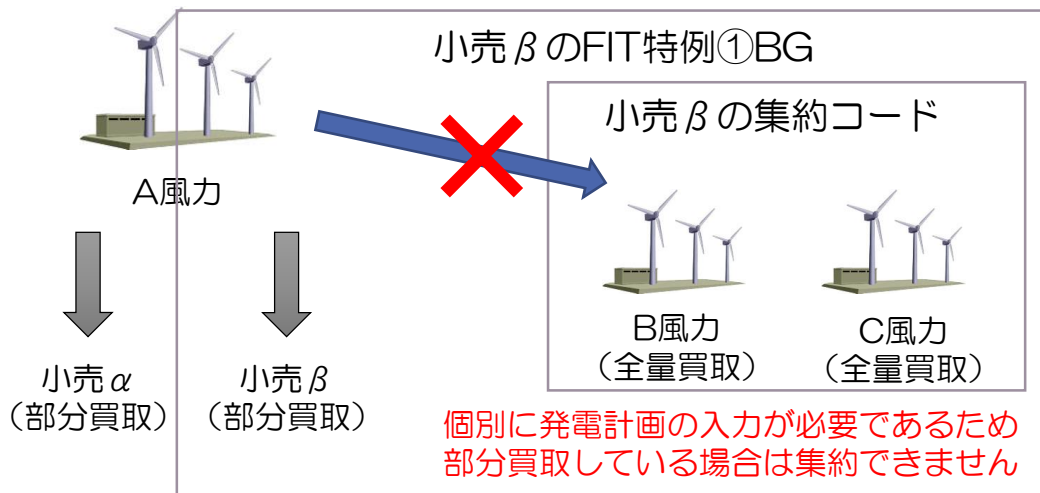
パターン	電源種別	FIT特例①BG (送配電買取・小売買取)						FIT特例①BG以外
		太陽光・風力			水力・地熱・バイオマス			火力・太陽光など
	供給区域	特高	高圧	低圧※1	特高	高圧	低圧※1	特高・高圧・低圧※1
A	沖縄	集約			個別	個別	群	※7
		(個別) ※3	(個別) ※3	(集約) ※5				
B	四国	個別	集約		個別	個別	群	FIT特例①BG 水力、地熱、バイオマス と同じ取扱い
			(個別) ※3	(集約) ※6				
C	北海道 北陸	計画入力用※2			個別	個別	群	FIT特例①BG 水力、地熱、バイオマス と同じ取扱い
		個別	個別	群				
D	中部 関西 中国	個別	個別	群	個別	個別	群	FIT特例①BG 水力、地熱、バイオマス と同じ取扱い
		(計画入力用) ※4						
E	東北 東京 九州	個別	個別	群	個別	個別	群	

- ※1 従来通り、低圧の複数の発電地点を低圧群として系統コードを1つ発番します。
ただし、電源種別（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他電源）毎に発番します。
- ※2 発電地点別及び低圧群の系統コードとは別に発番します。
- ※3 部分買取や発電地点別の発電計画値が必要な場合のみ発番します。
- ※4 低圧買取の無い小売電気事業者に発番します。
- ※5 発電地点を集約して計画値を提出する場合に、発電地点別のコードとは別に発番します。
ただし、集約できるのは高圧のみで、電源種別（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他電源）毎に集約となります。
- ※6 発電地点を集約して計画値を提出する場合は、発電地点別のコードに替えて発番します。
高圧と低圧の集約も可能です。
ただし、電源種別（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他電源）毎に集約します。
- ※7 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスについては、FIT特例①BGと同じです。
その他電源については、FIT特例①BGの水力、地熱、バイオマスと同じです。

【※1の具体的なイメージ】



【※3の具体的なイメージ】



入力者

事業者

広域機関

一般送配電事業者

発電所マスタ

No	項目名	内容
1	系統コード	一般送配電事業者が指定する系統コード（集約コードまたは計画入力コード）
2	電源所属エリア名	電源の所属エリア（北海道／東北／東京／中部／北陸／関西／中国／四国／九州／沖縄）
3	電源種別	電源の種別（非調整電源／FIT電源1／FIT電源2／FIT送配1／FIT送配2／FIT送配3）
4	電圧種別	集約・計画入力コードの場合に以下の電圧種別を選択してください <ul style="list-style-type: none"> ・FIT特例①BG（太陽光、風力）：「特別高圧」 ・FIT特例①BG（水力・地熱・バイオマス）：「高圧」
5	契約開始日	発電量調整供給契約を開始する日
6	適用開始日	発電量調整供給契約を開始する日
7	適用終了日	No.1の系統コードの使用終了年月日（終了予定が無い場合は入力不要）
8	同時最大受電電力	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT特例①BG（太陽光、風力）：最大値「999,999,999」を入力してください ・FIT特例①BG（水力・地熱・バイオマス）： 供給区域（沖縄）⇒契約上の同時最大受電電力の集約した発電所の合計値を入力してください 供給区域（四国）⇒最大値「999,999,999」を入力してください
9	発電所名	集約コード名または計画入力コード名 例：広域東京FIT特例1PV
10	発電所名略称	集約コード名または計画入力コード名 例：広域東京F1PV
11	代表事業者コード	・計画値同時同量：発電契約者の事業者コード ・実同時同量：契約者の事業者コード

入力者

事業者

広域機関

一般送配電事業者

発電所マスタ

No	項目名	内容
12	代表事業者名称	No.11の事業者名
13	郵便番号	No.9に含まれる発電所の所在地の郵便番号（1発電所を自由に選択してください）
14	住所	No.9に含まれる発電所の所在地（1発電所を自由に選択してください）
15	連絡者氏名	No.11の連絡者名
16	連絡者所属	No.11の所属
17	連絡者電話番号	No.11の電話番号
18	連絡者FAX番号	No.11のFAX番号
19	連絡者メール	No.11のメールアドレス
20	所属事業者コード	No.11と同じ事業者コード
21	所属事業者名称	No.11と同じ事業者名

Ⅲ. FIT特例制度①における特殊な発電所マスタ申請

Ⅲ－1. 系統コードの集約の概要

Ⅲ－2. 系統コードの集約申請方法

IV. 参考

(資源エネルギー庁「改正FIT法による制度改正について」資料抜粋)

「改正FIT法による制度改正について」(資源エネルギー庁、2017年3月) 抜粋

<新FIT法第17条に基づく引渡しの詳細(省令事項)>

	契約上の電気の流れのイメージ	詳細
1 項	<p>(1) 市場経由の引渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ この引渡しを原則とする。 ■ 旧一般電気事業者内のやり取り(法律上は「使用」)についても同様とする。
2 項	<p>(2-1) 電源・供給先固定型</p> <p>※FIT発電事業者と小売との間に個別の契約が締結されていることが必要。 ※あくまで送配電事業者が買い取った上で、小売電気事業者に供給。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ■ 発電・小売双方の間での契約の成立を示す書類については、一般送配電事業者は全国统一書式で求める。 ■ 地域をまたぐ場合は、連系線の確保が必要。
	<p>(2-2) 電源・供給先非固定型</p> <p>※個別の電源は特定されず、小売電気事業者にはkWhだけが渡される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ■ 利用できる場合は、 <ol style="list-style-type: none"> ①市場が存在していない地域(沖縄・離島等) ②市場が存在していても使えない場合等(災害時等)

「改正FIT法による制度改正について」(資源エネルギー庁、2017年3月) 抜粋

<FITインバランス特例の種類>

特例制度の種類	計画発電量の設定	インバランス精算主体等	FIT小売買取	FIT送配電買取	引き渡し形態
			適用の有無	適用の有無	
特例制度①	一般送配電事業者	小売電気事業者 (リスクなし)	○	○	(2-1) 電源を特定した小売電気事業者との相対供給 ※小売に選択権あり
特例制度②	小売電気事業者	小売電気事業者 (リスクあり)	○	○	
特例制度③ (新設)	送配電事業者	送配電事業者	—	○	(1) 市場経由の引渡し (2-2) 電源を特定しない小売電気事業者との相対供給

- ※ 発電者の立場からは、いずれの場合においても、計画値同時同量制度における特例制度を選択しないことも可能。
- ※ (2-2) 電源を特定しない小売電気事業者との相対供給の場合、個別のFIT電源が特定されず、発電BGを設定できないため、特例制度③の適用となる。
- ※ バイオマス発電のうち、化石燃料を混焼しているものは、FIT小売買取制度と同様に、特例制度①の対象外とする。(ただし、ゴミ発電など化石燃料混焼ではない混焼バイオマスは特例制度①の対象とする。)
- ※ インバランスリスク分も引き続きFIT交付金対象とする。

「改正FIT法による制度改正について」（資源エネルギー庁、2017年3月）抜粋

- 既存の小売買取契約について、認定事業者側が発電設備の増設又は減設を行う場合、特定契約の基本要件（認定設備）が変わることとなるが、小売の事情によるものではないので、特定契約の変更を許容する。ただし、増設分について、明確な切り分けが可能である場合には、増設分のみを別の特定契約として扱うことも可能とする（既存分は小売買取、新規増設分は送配電買取）。いずれの場合においても、認定も激変緩和措置も同様の整理とする（全体を変更認定or増設分のみ新規認定／全体を激変緩和措置の対象or既存分のみ激変緩和措置の対象）。なお、当事者間の合意により、全体を送配電買取の対象とすることも可能とする。
- 既存の部分買取（小売買取）について、複数の小売のうちの一部が契約関係から離脱する場合、残された小売に帰責性はないため、①離脱した部分のみを送配電買取の対象とする、②残された小売間で部分買取の量を変更する、③残された小売により全量買取に移行する、ことのいずれかを認める。このうち、②・③については、特定契約の基本要件に相当する部分（認定設備そのものに変更はないが、残った小売にとって、認定設備のkWが変わることと同視できる）が変更となるものの、当該小売に帰責性はないため、特定契約の変更を許容する（小売買取を継続可能とする）。ただし、当該小売に帰責性があると判断される場合はこの限りではない。また、このような場合において、残った小売の全てが離脱し、全体を送配電買取の対象とすることも可能とする。

	認められる買取主体	認定	激変緩和措置
発電設備の増設又は減設を行う場合	全体を小売買取	全体を変更認定(同一ID,同一計量)	対象とする
	既存分を小売買取+増設分を送配電買取 (※増設の場合のみ)	増設分を新規認定(別ID,別計量)	既存の小売買取分のみ対象
	全体を送配電買取	全体を変更認定(同一ID,同一計量) 増設分を新規認定(別ID,別計量)	対象から外れる
部分買取から小売の一部が離脱する場合	小売買取+送配電買取	—	既存の小売買取分のみ対象
	全体を小売買取	—	全体を対象とする
	全体を送配電買取	—	対象から外れる

「改正FIT法による制度改正について」(資源エネルギー庁、2017年3月) 抜粋

Q 3. 再生可能エネルギー電気卸供給における(2-1)電源・供給先固定型において、複数の小売が1つのFIT電源から再生可能エネルギー電気卸供給を受けることは可能か。

A 3. 契約関係が複雑化するため、認められません。ただし、再生可能エネルギー電気卸供給を受けた小売が他の小売にFIT電気を転売することは認められますので、実態的に、複数の小売間で特定のFIT電源が発電した電気を共用することは可能です。

Q 4. バイオマス混焼について、平成29年4月1日以降に特定契約を締結する場合、FIT電気と非FIT電気について、それぞれ買取義務者は、小売、送配電のどちらになるか。

A 4. FIT電気については、送配電事業者が買取義務を負うため、送配電買取となります。他方、非FIT電気については、FIT法の規制対象外であり、送配電事業者は買取義務を負わないため、別途売買先を探していただく必要があります。売先は小売電気事業者でも他の発電事業者でも構いません。